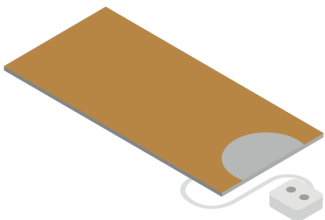
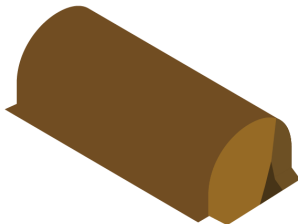
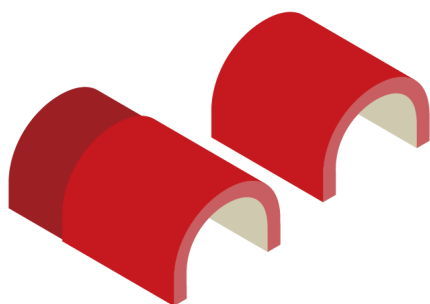
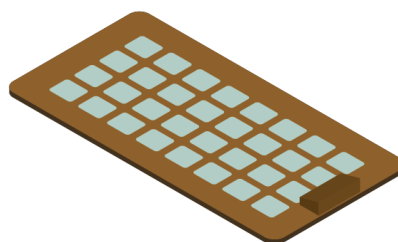


商品名等 (電気用品名等)	発汗、サウナ効果を謳ったマット及びドーム形態の電熱器具の 取り扱いについて
1 当該商品等の概要 ○用途、機能、性能 下記のようなマット/ドーム形態で発汗、サウナ効果を謳った製品がネット等で販売されている。 タイプ1：頭部以外の全身を覆うマット状の製品であって、発汗作用、サウナ効果を期待するもの。 タイプ2：頭部以外の全身を覆うドーム型の製品であって、発汗作用、サウナ効果を期待するもの。 タイプ3：身体を部分的に覆うドーム型の製品であって、発汗作用、サウナ効果を期待するもの。 タイプ4：身体を覆うことを目的としないマット状の製品であって、発汗作用、サウナ効果を期待するもの。 ○構造、仕様、意匠 タイプ1：マット状のものに発熱体が組み込まれており、頭部以外の全身を覆う構造。使用方法としては、身体に発汗効果を高めるパラフィンシートで巻いた状態で、その上から当該製品を用いて身体を覆う。 (例) 定格電圧：AC100V、消費電力：370W タイプ2：組み立て式ドーム内に発熱体が組み込まれており、頭部以外の全身を覆う構造。 (例) 定格電圧：AC100V、消費電力：700W タイプ3：半ドーム形状のものに発熱体が組み込まれており、身体の一部を覆う構造。 (例) 定格電圧：AC100V、消費電力：320W タイプ4：マット状のものに発熱体が組み込まれており、全身を覆う構造ではなくマット状態（敷物）として使用する。 (例) 定格電圧：AC100V、消費電力：200W (製品イメージ) タイプ1  タイプ2 	

タイプ 3



タイプ 4



○主な使用者、販売先
美容サロン、一般家庭等

2 対象・非対象の解釈

- タイプ 1：特定電気用品の電熱器具の「電気サウナバス」として対象。
 タイプ 2：特定電気用品の電熱器具の「電気サウナバス」として対象。
 タイプ 3：特定電気用品の電熱器具の「電気サウナバス」として対象。
 タイプ 4：美容用途であれば、特定電気用品以外の電気用品である電熱器具の「その他の理容用電熱器具」として対象。ただし、採暖を目的とする場合は同区分の「その他の採暖用電熱器具」で対象。

(理由)

「電気用品の範囲等の解釈」(最終改正令和 3 年 1 2 月経済産業省)において、「「電気サウナバス」とは、電熱部分と人が入る覆い等が一体となっているものをいう。」としている。加えて、従来の法執行上の運用から、発汗用途のものを「電気サウナバス」として対象としている。

タイプ 1：頭部以外の全身をマットで覆い、発汗作用によるサウナ効果を期待するものと考えられることから、「電気サウナバス」として取り扱うのが妥当。

タイプ 2：頭部以外の全身をドームで覆い、発汗作用によるサウナ効果を期待するものと考えられることから、「電気サウナバス」として取り扱うのが妥当。

タイプ 3：発汗作用によるサウナ効果を期待するものであれば、「電気サウナバス」として取り扱うのが妥当。しかし、発汗作用によるサウナ効果を期待するものでなければ、「その他の採暖用電熱器具」として扱うのが妥当。

タイプ 4：発汗作用によるサウナ効果を謳っているものであっても、全身を覆う構造ではなく敷くだけのものであることから、「電気サウナバス」には該当しないとする。しかし、美容用途であれば「その他の理容用電熱器具」として取り扱い、採暖を目的とするものの場合は「その他の採暖用電熱器具」として取り扱うのが妥当。